

## 徳島県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月19日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

令和8年6月8日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	木下賢功

### 第1 請求の受付

#### 1 請求書の提出

令和8年4月16日に、Aから提出された徳島県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）は、同日受け付けた。

#### 2 請求の要旨

##### (1) 請求の趣旨

徳島県知事（以下「知事」という。）が令和6年度に交付した政務活動費のうち、徳島県議会議員東条恭子氏（以下「東条議員」という。）が支出した145,816円は違法かつ不当である。

よって、知事に対し、以下の措置を講じるよう勧告することを求める。

ア 知事に対し、東条議員に対して違法・不当に支出された政務活動費（総額145,816円）の返還を請求すること【請求ア】

イ 議会事務局における政務活動費の審査・確認体制を抜本的に見直し、公金流用の再発防止策を講じること【請求イ】

##### (2) 請求の理由

本件は、以下の法的根拠に明確に違反する違法かつ不当な公金支出である。

#### 法的根拠

1. 地方自治法第100条の2第1項

政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」と厳格に限定されている。本件は成果物の実態が一切確認できない人件費の恣意的按分（54,500円）、後援会経費への流用（26,400円）、政党機関紙の全額支出（10,416円）であり、政務活動との合理的関連性が全く認められない。

2. 地方自治法第242条第1項（住民監査請求権）

執行機関又は職員が法令に違反し、又は著しく不当に公金の支出を行った場合、住民は監査を請求できる。本件はまさにこれに該当する。

3. 民法第703条（不当利得返還義務）

法律上の原因なく利益を得、相手方に損失を与えた者は、その利益を返還しなければならない。本件は成果物が確認できないにもかかわらず公金が支払われた不当利得である。

4. 徳島県政務活動費の交付に関する条例及び「政務活動費ガイドライン」

成果物の添付義務、使途の透明性確保、経済性・効率性の原則を定めている。本件はこれらに明確に違反している。

5. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）第11条・第30条

補助金等（政務活動費を含む公金）の目的外使用及び善良な管理義務違反に該当する。罰則として3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金（両罰規定あり）が科される。

#### 具体的な違反行為

1. 人件費の不自然かつ恣意的な按分による不当支出（54,500円・1/2充当）

勤務実績表において業務内容が全て同一であるにもかかわらず、毎日の勤務時間が1分の狂いもなく機械的に「きっちり半分（1/2）」で按分されている。ガイドラインが求める合理的な按分に明白に反する。

2. 後援会経費への公金流用（26,400円・10/10 充当）  
「県政報告用封筒印刷代」として支出した領収書の宛名が私的政治団体「東条後援会」となっている。ガイドラインで後援会活動経費への支出を明確に禁止しているにもかかわらず、全額公金で賄った違法支出である。
3. 政党機関紙の全額公金支出（10,416円・10/10 充当）  
「週刊新社会」の購読料（10,416円）を資料購入費として全額充当している。ガイドラインで「政党機関紙の形式を取るものには充てることができない」と明文で禁止されているにもかかわらず、全額公金で支出した違法支出である。

（「法的根拠」及び「具体的な違反行為」の内容は措置請求書原文のまま抜粋）

（以上、おおむねこのように解する。事実証明書の記載は省略する。）

なお、請求人が、政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として、「地方自治法第100条の2第1項」の条文を示している（法的根拠1.）が、これは「地方自治法第100条第14項」であることを確認している。「法的根拠5. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）第11条・第30条」については、請求人が主張から外すことを確認している。

また、請求人が、違法かつ不当な支出であると主張する政務活動費145,816円は、上記の「具体的な違反行為」で挙げている、各支出の合計額と一致していないことを確認している。

## 第2 監査委員の除斥

本件請求の監査にあたり、仁木啓人監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

## 第3 請求の受理

本件請求は、令和8年4月21日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件請求に係る支出（以下「本件支出」という。）を監査対象として、財務会計

上、違法又は不当な支出にあたるか否かについて監査を実施した。

なお、本件請求のうち、請求イについては、議会事務局における審査・確認体制の抜本的な見直しを求めるものであり、財務会計上の行為又は怠る事実を監査の対象とする法定要件を欠いた請求であるため、監査の対象と認められない。

## 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年5月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は期日までに証拠を提出し、陳述により主張する内容の補足を行った。

請求人が主張する「後援会経費への公金流用」に係る陳述については、おおむね次のとおりである。

「東条後援会」名義の政治団体の届出は、徳島県選挙管理委員会の政治団体名簿、収支報告書及び当委員会への電話照会（以下「政治団体名簿等」という。）において確認されず、届出が確認できない名義の領収書が公金の支出の証拠として出されている。仙台高等裁判所平成23年5月20日判決では、使途基準にあっていないことをうかがわせる外形的な事実があり、議員側から適切な反証がなければ、その支出は違法と推認されることが示されている。

## 3 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関と定め、当該機関に対し監査資料等の提出を求め、令和8年5月26日に監査を行った。

## 4 関係人調査の実施

請求人の主張に係る事実の状況を把握するため、法第199条第8項の規定に基づく調査（以下「関係人調査」という。）を、議会事務局に依頼し、令和8年5月25日、東条議員に対し、実施した。

## 第5 監査の結果

### 1 事実関係の確認

議会事務局に対する監査及び関係人調査から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 政務活動費の制度について

##### ア 法における規定について

政務活動費は、法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため

必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」、同条第15項において「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（略）をもって議長に報告するものとする。」、同条第16項において「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」とし、制度の基本事項が規定されている。

## イ 条例について

徳島県においては、法の規定に基づき、徳島県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関して、徳島県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）を制定している。

### （ア）政務活動費を充てることのできる経費の範囲

政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であつて別表に掲げるものに充てることのできるものとする。（条例第2条第1項）

別表には、政務活動に要する経費について、項目ごとに内容が定められている。

### （イ）政務活動費の交付対象

政務活動費は、会派に対し交付する。（条例第3条）

### （ウ）政務活動費の額等

政務活動費は、月額20万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。（条例第4条第1項）

### （エ）政務活動費の請求及び交付

会派の代表者は、毎四半期の最初の月の20日までに、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。（条例第7条第1項）

知事は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに政務活動費を交

付するものとする。(条例第7条第2項)

(オ) 収支報告書等

会派の代表者は、議長が別に定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を毎年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。(条例第8条第1項)

提出の際には、収支報告書に政務活動の実施内容を記載した書面及び政務活動費による支出を行った事実を証する領収書その他の書面(以下「領収書等」という。)の写しを添付しなければならない。この場合において、社会慣習その他の事情により領収書等を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の使途及び内容、金額、相手方並びに年月日を記載した書面(以下「支払証明書」という。)の写しをもって領収書等の写しに代えることができる。(条例第8条第3項)

(カ) 透明性の確保

議長は、収支報告書及び訂正報告書並びにこれらに係る政務活動の実施内容を記載した書面、領収書等及び支払証明書の写し(以下「収支報告書等」という。)が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。(条例第9条)

(キ) 政務活動費の返還

会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。(条例第10条第3項)

ウ 規程について

徳島県政務活動費の交付に関する規程(以下「規程」という。)において、条例に基づく政務活動費の交付に関し必要な細則を定めている。

条例第8条第1項の収支報告書の様式は様式第6号によるものとする。(規程第4条)

エ ガイドラインについて

政務活動費の使途、手続等に関する指針(政務活動費ガイドライン)(以下「ガイドライン」という。)は、条例第2条第2項に基づき、議長が、政務活動

費の使途基準及びその運用方針並びに関係手続等を定めたものであり、会派又は議員は同条第3項の規定により、このガイドラインに従って政務活動費を使用しなければならないこととされている。

ガイドラインの主な内容は、次のとおりである。

(ア) 政務活動費の基本的な考え方

a 政務活動費の充実に当たっての原則

(a) 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当と考えられる範囲のものであることを前提とした上で、会派又は議員が行う政務活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とされている。

(b) 説明責任の原則

使途についての指針（本ガイドライン）は、充実に際しての判断基準を示すものであるが、政務活動の形態は、それぞれの会派及び議員により異なるため、個々の支出内容に係る充実適否の最終的な判断は会派及び議員が行うことになる。

政務活動費が公費であることを十分認識し、会派及び議員は、その使途については、その目的及び内容が適正なものであることを県民に対し自ら説明責任を果たさなければならない。

(c) 透明性の原則

政務活動について、県民の理解が得られるためには、透明性が確保されていることが前提となり、県民への説明責任を果たすためには、会派及び議員において、全ての支出に係る証拠書類等を整理・保存しておかなければならない。

b 按分の考え方

一般に議員の活動は、政務活動のほか、その他の議員活動（政党活動、後援会活動等）や私的活動などが混在する場合があります、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多い。

そのため、政務活動とその他の議員活動等とが混在する場合、合理的かつ客観的に説明することができる場合は、その割合（活動実績に応じた割合）で按分するものとし、合理的に説明することが困難な場合は、次を上限とする割合でもって適切に按分するものとしてされている。

- 政務活動とその他の議員活動とが混在する場合  
政務活動費充当 1 / 2
- 政務活動とその他の議員活動及び私的活動とが混在する場合  
政務活動費充当 1 / 4

(イ) 使途基準

条例第2条第1項別表に定める経費について、項目ごとに内容と具体的な政務活動例及び経費が例示されているほか、政務活動費としての支出が不適当な例や政務活動費としての支出を自粛する経費についても示されている。

さらに、使途基準の運用方針では、政務活動に要する経費を、共通項目（交通費及び宿泊費）とそれ以外の個別項目に区分し、対象となる政務活動の考え方及び留意事項が定められており、支出報告書に添付するその他の支出証拠書類や按分についても個別に示されている。

a 政務活動費としての支出が不適当な事例

「政党活動経費への支出」、「選挙活動経費への支出」、「後援会活動経費への支出」、「私的経費への支出」、「会費として支出するのに適しない例」、「会議費として支出するのに適しない例」、「事務所費として支出するのに適しない例」及び「その他支出に適しない経費」の8項目について、それぞれどのような経費が支出に適しないか具体的に例示されている。

「政党活動経費への支出」の適しない例として、

- ・ 政党（県連等）活動経費
  - ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷・発送経費 等
- が示され、また、

「後援会活動経費への支出」の適しない例として、

- ・ 後援会活動に要する経費
  - ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷・発送等経費
  - ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費
- が示されている。

b 政務活動費としての支出を自粛する経費

事務所費及び人件費について、自粛する経費が定められている。

人件費については、

- ・ 配偶者、二親等以内の親族及び同一生計者への人件費
- ・ 自己、配偶者又は一親等の親族の経営する法人職員への人件費
- ・ 自己が実質支配する法人職員への人件費

ただし、一般的な政務活動業務補助ではなく、議員本人が身体介護を要する等の特殊な理由がある場合は除く。  
が示されている。

c 使途基準の運用方針

(a) 広聴広報費

広聴広報費の内容は、「会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

○ 県政報告会

- ・ 県政報告会の開催
- ・ 県民、地域住民等からの意見聴取
- ・ 政務活動、県政及び国政の課題等の広報活動

○ 県政報告会以外

- ・ 広報紙（誌）の発行・配付
- ・ 政策・理念をPRするリーフレットの作成
- ・ ホームページの作成・維持

※政党機関誌の形式を取るものには充てることができない。

が示されている。

また、留意事項として、

○ 印刷製本費

- ・ 政党・選挙・後援会・私的活動に関する経費への支出は認められない。
- ・ 印刷部数、発行年月日、内容を明確にすること。

が示されているほか、

- ・ 県政報告書、広報紙（誌）の発行者や報告会の主催者が後援会となっているものは、政務活動費を充当することはできない。
- ・ 政務活動費を全額又は一部充当する場合は、議員名又は議員名と後援会名の連名とすること。

とされている。

(b) 資料購入費

資料購入費の内容は、「会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

- ・ 新聞・雑誌購読料（電子データを含む）

- ・専門図書、法規集、電子書籍等の購入（CD-ROM等を含む。）
- ・会員制オンライン情報提供サービスの利用

が示されている。

経費の例示として、

- ・書籍購入費
- ・新聞雑誌購読料
- ・追録代
- ・有料データベース利用料 等

が挙げられている。

また、留意事項として、

○新聞雑誌購読料

- ・議員が事務所等で政務活動のために購入する経費を支出できる。
- が示されている。

#### (c) 人件費

人件費の内容は、「会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と規定されている。

具体的な政務活動例として、

- ・政務活動を補助する職員を常時又は臨時に雇用

が示されている。

経費の例示として、

- ・常時雇用職員の給与
- ・各種手当及び社会保険料
- ・臨時雇用職員の賃金及び社会保険料

が挙げられている。

また、支出報告書に添付するその他の支出証拠書類は、雇用形態に応じて、

- ・雇用契約書
- ・職員従事協定書
- ・勤務実績表兼領収書

とされている。

なお、人件費の按分については、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合、合理的に説明できる場合は、その割合で、合理的に説明することが困難な場合は、原則1/2を上限とする割合で適切に按分するものとされている。

合理的に説明できる場合とは、職員等の日々の勤務時間、政務活動へ

の従事時間、具体的な業務内容等を記載した勤務実績表により政務活動への従事割合を書面で明確に説明できる場合である。

政務活動とその他の議員活動とが混在する場合は、政務活動費への充当を1/2としている。

(ウ) 収支報告書等の提出について

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、収支報告書を議長に提出しなければならないが、収支報告書には、領収書等の写しを添付しなければならないと定められている。

オ 要領について

会派における政務活動費支出等事務処理要領（以下「要領」という。）において、条例に基づく政務活動費の交付を受けた会派が、当該政務活動費を支出する際の事務処理に関して必要な事項を定めている。

要領第2条では、会派における所属議員への委任について規定している。

(2) 本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の交付について

令和6年度の政務活動費に係る交付手続については、新しい県政を創る会（以下「当会派」という。）に対して、令和6年4月1日付けで、所属議員5名分の1,200万円（20万円×5名×12月）の交付決定を行い、四半期ごとに支出している。

交付を受けた当会派は、条例第8条第1項及び第3項の規定に基づき、令和6年度の政務活動費に係る収支報告書等を令和7年4月30日に提出し、条例第10条第3項の規定に基づき、残余は令和7年6月26日に返還している。

なお、会派は、所属議員に、会派の政務活動の一部を委任することができ（要領第2条第1項）、交付決定を受けた政務活動費のうち、会派が使用する分を除いて、所属議員への委任額を決定する（要領第2条第3項）。当会派では、所属議員への委任額は1名につき1,998,000円であり、東条議員の支出額は1,952,283円である。

(3) 監査対象事項について議会事務局から確認したこと

本件請求の監査対象事項に係る政務活動費の手続と請求人が違法支出とする各支出項目について、議会事務局から確認した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 議会事務局における政務活動費に係る手続について

所属議員への交付にあたっては、毎四半期ごとに、当該議員から会派代表者に対して政務活動費の支出報告書が提出される。会派としての支出分については、毎四半期ごとに、会派の経理責任者から会派代表者に対して支出報告書が提出される。これらの際に、議会事務局において、書類の不備や金額の計算誤りの有無を確認し、按分計算の要否等、個別の支出内容について議員又は会派の経理責任者に対し聞き取りを行い、条例、規程及びガイドラインに基づき、政務活動に要する経費として適正に執行されていることを確認している。

また、所要の確認を行った上、議会事務局長以下の事務局職員で構成する政務活動費調査委員会において、提出された書類について、適正支出であるかどうかの確認を行っている。

## イ 請求人が違法かつ不当な支出とする各支出項目について

### (ア) 人件費

ガイドラインでは、政務活動とその他の議員活動とが混在する場合、合理的に説明できる場合はその割合で、合理的に説明することが困難な場合は原則1/2を上限とする割合で按分することとされている。

日雇の非常勤職員の提出書類は、「活動報告書兼領収書等添付票」と「勤務実績表兼領収書」となっており、「活動報告書兼領収書等添付票」の様式の特性上、やむを得ず「合理的な説明ができる場合」にチェックしているが、実態的には「合理的に説明することが困難な場合」として、按分率1/2を適用している。この場合、「勤務実績表兼領収書」の「うち政務活動業務従事時間数」は、様式上、按分率1/2を用いた時間数になることから、請求人の主張する恣意的な按分を行ったものではない。

ガイドラインに則った運用であり、本件支出は適法であると考える。

### (イ) 広聴広報費（県政報告用封筒印刷代）

領収書の名義が後援会であることは事実であり、議会事務局でも確認している。領収書の名義の間違いを議会事務局が指摘した時に、東条議員からは、間違っただけが出されているが、日数が相当経過していたのでそのままにしておくという回答を得た。外形上、請求人が後援会活動経費の支出と考えるのも一定理解しているが、使途目的は県政報告書用の封筒印刷代であり、封筒の現物も確認している。

本件支出は、「県政報告書」を配布、郵送するための封筒の印刷代であり、後援会活動をはじめ他の目的には使用していない。活動報告書兼領収書添付票において、「当該支出は政務活動費の使途基準に合致した適正な支出である」ことを議員本人の申告により確認している。

したがって、本件について政務活動費の充当（10／10）を認めた。

なお、県政報告書は全部で3,000部印刷しており、この領収書の宛名は正しく「東条恭子」個人名となっており、領収書の日付は令和7年1月9日で、封筒の領収書と同じ日である。封筒の印刷部数は2,000部、郵送した費用の郵便局レシートによると、郵送数は2,141通で封筒の数を超えており、日付は令和6年12月27日である。これら3つの領収書は、日付が短い期間に近接していることから、一連のものとして行われたもので、その封筒には県政報告書（2025年1月1日発行号）が入れられていたと考えるのが合理的である。

#### （ウ）資料購入費（政党機関紙）

請求人の主張する、ガイドラインの「政党機関誌の形式を取るものには充てることができない。」という記載は、「広聴広報費」に関するものであり、広聴広報費では、政党機関誌の作成や発行に充てることができないとされている。一方、政党機関誌の購読は「資料購入費」に該当し、資料購入費のガイドラインの中にはこうした文言はない。

一般論として、政党機関誌は、自己の所属する政党と他政党との政策や考えを比較検討するための資料としては、一定程度有益であり、議員の調査研究にも資するものとする。

ガイドラインでは、不適当な支出の例として、政党活動経費の支出等を挙げているが、これは自己の所属する政党の経費に政務活動費を充てることができないという意味と考える。

東条議員は、当時無所属であり、新社会党の機関誌である「週刊新社会」の購読料は、政党活動経費としての支出にはあたらない。本件支出は適正なものであるとする。

#### （4）関係人調査について

請求人の主張のうち、広聴広報費（県政報告用封筒印刷代）に係る事実の状況を把握するため、東条議員に対し、関係人調査を実施した。

議会事務局が聞き取りを行った事実関係は、おおむね次のとおりである。

「活動報告書兼領収書等添付票」の支出証拠書類として、「東条後援会」名義の領収書が添付されている理由は、「東条恭子」名義で領収書をもらえるよう依頼していたが、確認不足で、後援会名義になっていることに気づけなかったことによるものである。

議会事務局に指摘されて後援会名義であることに気づいたが、支払った時から時間もたっていたので、業者には言えなかった。頼めば、領収書を訂正してもら

えた可能性はあるが、自身の判断で、業者に問い合わせなかった。  
書類は領収書しかない。

## 2 判断

本件請求の監査対象事項に関して、確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

なお、これからの判断にあたっては、まず、制度趣旨及び使途基準の適用の考え方について確認し、これらを踏まえて、請求人の主張に対する検討を行う。

### (1) 政務活動費の制度趣旨について

法において、政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を、政務活動費の予算執行権を持つ知事ではなく、議会の代表である議長に提出するよう定められ、条例において、報告を受けた議長は、必要に応じ調査を行い、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとされている。

このように、政務活動費制度は、立法権と行政権を分離する二元代表制の地方自治制度に鑑み、議会の自主性、自律性を尊重する仕組みとなっており、知事が一般的に有する財務会計上の管理権は一定程度制約されていると考えられる。

判例では、「政務調査費条例及びこれを受けて定められた政務調査費規程は、(略)議長に対し明細書を添付して収支報告書を提出しなければならない旨定めているものの、これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。また、上記条例等に、会派が上記の目的や内容等を監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない。この趣旨は、政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされている。このような制度の趣旨を踏まえ、本件請求に係る判断にあたっては、条例に基づき議長が定めた規程及びガイドラインを尊重して行うものとする。

### (2) 使途基準の適用の考え方について

ガイドラインの使途基準については、執行機関から独立した自由な調査研究活

動の確保を考慮したものになっていることが認められ、判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」(平成21年12月17日最高裁判所第一小法廷)とされたものや、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある」(平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷)とされたもの等がある。

以上のことから、ガイドラインにおける用途基準の適用にあたっては、用途基準が概括的な定めとなっていることや、個々の活動の具体的な内容やその成果等の報告は義務付けられていないことから、会派又は議員の責任に委ねるのが相当であることが認められる。

### (3) 請求人が違法かつ不当と主張する各支出項目について

#### ア 人件費

請求人は、勤務実績表において業務内容が全て同一であるにもかかわらず、毎日の勤務時間が1/2で按分されており、按分処理の算定根拠及び政務活動への従事態様が客観的に裏付けられておらず、ガイドラインが求める合理的な按分に明白に反すると主張している。

ガイドラインでは、日給・時給制による非常勤雇用を行った場合、「活動報告書兼領収書等添付票」及び「勤務実績表兼領収書」が提出書類として規定されている。資料収集や整理のために雇った職員に対する費用であり、ガイドラインでは、「政務活動とその他の議員活動とが混在する場合」の「合理的に説明することが困難な場合」には、按分率1/2を適用することが規定されており、本件人件費の支出は当該規定に基づきなされたものである。この場合、「勤務実績表兼領収書」における「うち政務活動業務従事時間数」は、様式上、按分率1/2を用いた時間数となることから、恣意的な按分とはいえない。

よって、請求人の違法かつ不当なものであるとする主張には理由がない。

#### イ 広聴広報費

請求人は、「県政報告用封筒印刷代」として支出した領収書の宛名が「東条後援会」となっており、ガイドラインで後援会活動経費への支出を明確に禁止しているにもかかわらず、全額公金で賄った違法支出であると主張している。

また、「東条後援会」名義の政治団体の届出は、政治団体名簿等では確認さ

れず、届出が確認できない名義の領収書が公金支出の証拠として出されていると主張している。

ガイドラインでは、「後援会活動経費への支出」は、政務活動費としての支出が不適当な事例として規定されている。

「東条後援会」の名義となっている領収書は、後援会が支払ったことを強く推認させる外形的な事実であり、東条議員が支払ったことについて具体的な証拠をもって反証が行われないう限り、東条議員個人の支出であることは認められないものである。このことは、請求人が主張の中で示している判例（平成23年5月20日仙台高等裁判所）においても、「使途基準に合致する政務調査費の支出がなされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実（略）の存在が主張立証された場合において、これに対する適切な反証が行われないうときは、当該政務調査費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であると推定される」と判示されている。

議会事務局は、議員本人の申告により確認していることや、他の関係する領収書の日付の近接等をもって、適正な支出であるとの見解を示しているが、これらの理由のみでは、ガイドラインで政務活動費への充てが不適当な事例と示されている「後援会活動経費への支出」であることを覆すような反証としては認められない。

また、東条議員に対する関係人調査においても、後援会活動経費への支出を否定する具体的な事実をもつての反証はなかった。

なお、条例第8条第3項において、収支報告書には、政務活動費による支出を行った事実を証する領収書等の写しを添付しなければならないことになっており、この趣旨にも合致しているとは認められない。

よって、請求人の違法かつ不当なものであるとする主張には理由があると判断する。

#### ウ 資料購入費

請求人は、「週刊新社会」の購読料は、ガイドラインで「政党機関誌の形式を取るものには充てることができない」と明文で禁止されているにもかかわらず、全額公金で支出していると主張している。

ガイドラインの「政党機関誌の形式を取るものには充てることができない。」とは、「広聴広報費」に関するものであり、政党機関誌の購読は「資料購入費」に該当し、資料購入費のガイドラインの中にはこうした文言はないことから、政党機関誌を購入すること自体を不適当としたものではない。

よって、請求人の違法かつ不当なものであるとする主張には理由がない。

### 3 結論

知事に対し、令和8年8月8日までに、本件請求のうち、請求アについて、広聴広報費に係る政務活動費の支出により、県が被った損害の額26,400円について、当会派に対し返還を求めるなど、必要な措置を講ずるよう勧告する。

なお、前述の広聴広報費を除き、請求人が違法かつ不当であると主張する政務活動費に係る支出については、条例、規程及びガイドラインに基づき交付から精算に至る一連の会計処理において適正に手続がなされており、かつ、各支出についても、ガイドラインの用途基準に反するものは認められず、違法又は不当な事実は認められなかった。

したがって、広聴広報費を除き、請求人が違法かつ不当な支出があるとして、県へ返還を求める等の措置を知事に勧告するよう求めていることについては理由がないので、棄却する。

請求イについては、監査請求の対象と認められないので、却下する。